

介護保険情報：8月から高額介護サービス費を見直します

8月から、月々の負担の上限（高額介護サービス費の基準）が変わります

高額介護サービス費とは？

介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担には月々の負担の上限額が設定されています。1ヶ月に支払った利用者負担の合計が、負担の上限を超えたときに超えた分が払い戻される制度です。



利用者負担の上限（月額）

対象となる方	7月まで	8月から
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円（世帯）	44,400円（世帯）
世帯のどなたかが住民税を課税されている方	37,200円（世帯）	44,400円（世帯）〈見直し〉 ※同じ世帯全ての65歳以上の方（サービス利用のない方を含む）の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額（446,400円）を設定
世帯の全員が住民税を課税されていない方	24,600円（世帯）	24,600円（世帯）
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方等	24,600円（世帯） 15,000円（個人）	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護受給の方等	15,000円（個人）	15,000円（個人）

※（世帯）とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、（個人）とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

保険料を滞納していると・・・

特別な理由もないのに保険料を納めないでいると、滞納していた期間に応じて保険給付が制限される場合があります。介護が必要になったときのため、そして介護保険制度の健全な運営のために、保険料はきちんと納めましょう。

1年以上
滞納すると

サービス利用料をいったん全額自己負担し、申請によりあとで保険給付（利用料の9割）が支払われる形になります。

1年6ヶ月以上
滞納すると

サービス利用料の全額を負担し、保険給付が一時差し止められます。滞納が続くと、保険給付からの滞納保険料額が差し引かれる場合もあります。

2年以上
滞納すると

利用者負担が3割に引き上げられるほか、高額介護サービス費の支給が受けられなくなります。

年金機構の
黄色の封筒が届いた方は
年金が受け取れます
今すぐ
予約のお電話を！

0570-05-1165（いい老後）

